

「政策委員会議事規則」中一部改正

第 14 条を横線のとおり改める。

(議事録)

第 14 条 議長は、法第 20 条第 2 項に規定する議事録を、「金融政策決定会
合議事録作成要領」および「金融政策決定会合議事録等公表要領」で定め
るところにより、作成および公表する。

略(不変)